

令和 3 年度
世界で活躍できる研究者戦略育成事業

審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局
令和 3 年 4 月

1. 審査体制

「世界で活躍できる研究者育成プログラム総合支援事業」の実施機関※において、有識者からなる「研究者育成プログラム開発普及委員会」（以下「開発普及委員会」という。）を設置し、審査を行います。

世界で活躍できる研究者戦略育成事業（以下「本事業」という。）の審査は、開発普及委員会の各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において、開発普及委員会の審査結果を踏まえ決定します。

※ 開発普及委員会は、「世界で活躍できる研究者育成プログラム総合支援事業」の一環として国立研究開発法人科学技術振興機構が運営します。

2. 審査方法

（1）書面審査

- ・書面審査は、開発普及委員会委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができます。

（2）書面審査後の合議審査

- ・書面審査の結果を踏まえ、委員の合議結果に基づき面接審査の対象とする機関を選定します。
- ・書面審査において、委員の合議により面接審査を行う必要はないとした機関については、面接審査を行うことなく選定候補とすることができます。

（3）面接審査

- ・面接審査は、機関が必要に応じてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に対し、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。

（4）面接審査後の合議審査

- ・面接審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補機関を決定します。
- ・開発普及委員会は、申請書の内容修正を条件として選定候補機関とすることができます。

（5）選定機関の決定

文部科学省において、選定予定件数並びに事業全体での予算額を踏まえ、開発普及委員会の審査結果の原則上位から選定機関を決定します。

3. 審査の観点

審査においては、申請書が公募要領に示された「対象となる取組の要件」を満たした内容となっていることを確認した上で、特に下記の観点について審査します。

(1) 本事業の目的と研究者育成プログラム開発・実証の構想

① 実施機関（代表機関及び共同実施機関）としての世界で活躍できる研究者育成方針と理念

- ・取組により育成を目指す研究者像及び達成すべき目標の設定は的確かつ明確か。
- ・取組を行うことにより、世界水準の研究・マネジメント能力を有する研究者の育成が見込めるか。

② 研究者育成プログラムの開発・実証の構想

- ・目標に基づき、実施機関全体として、組織的に研究者を育成し実証するシステムを構築するような計画であるか。
- ・プログラム開発から他機関への普及、取組の自主的・持続的運営に向けて、補助期間を通じた展開が具体的に計画されているか。
- ・提案されている計画の実現性は高いか。

③ 目標、改善方法

- ・具体的な目標設定をしているか。
- ・補助事業期間終了時の達成目標はもとより、取組の進捗状況や研究者の成長に対するプログラムの効果を確認・検証し、適切にプログラム・システムを改善できる方法が設定されているか。

④ 実施機関におけるこれまでの取組と研究者育成プログラムの効果

- ・代表機関、共同実施機関の研究者やポストドクターの育成や多様なキャリアパスの確保を支援するための基盤は整っているか（支援体制、取組実績、効果等）。
- ・研究者育成のプログラムの開発や研究者育成システムを構築することの効果が明確に示されているか。

⑤ 外部機関※との連携

- ・研究者の資質能力の向上等の取組のための外部機関との連携の実現性は高いか。
- ・外部機関のうち、実施機関以外の大学、民間企業等とは必ず連携することとなっているが、その連携の実現性は高いか。

※ 外部機関とは、実施機関以外の大学、研究機関、民間企業、海外の大学、研究

機関、民間企業等を指します。

⑥ 取組の発展性

- ・本事業に選定されていない周辺の大学等へのプログラムの普及やノウハウの共有が期待できる計画となっているか。
- ・本事業により開発されたプログラムや育成された研究者が、機関全体の研究力の向上に貢献するようなシステムの形成が期待できる計画となっているか。

(2) 研究者育成プログラムの内容

- ・世界で活躍できる研究者を育成するに当たり、実効性が高く、意欲的な計画であるか。
- ・世界トップクラスの研究・マネジメント能力を有する研究者を育成する方針が具体的に立てられているか。
- ・公募要領に基づき、世界で活躍できる研究者を育成するため、国外や産業界での活躍を視野に入れた能力向上やキャリア形成を図る取組の実施・支援体制の構築を行う内容となっているか。
- ・世界で活躍できる研究者を育成するため、必要な国内外の大学や研究機関、企業等との連携を行う計画となっているか。

(3) 取組の運営体制

- ・複数の大学や企業等との連携の下でコンソーシアムを形成し、各機関の強みを生かした取組の体制を構築する計画となっているか。
- ・実施機関において取組を実施するための組織形態を構築し、責任体制を明確化しているか。
- ・世界で活躍できる研究者の育成に向けて、公募要領に示された機能を整備し運営するための実効性のある体制となっているか。

(4) 事業実施計画の妥当性・効率性

- ・事業実施計画の資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものといえるか）。
- ・補助事業期間終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模・内容となっているか。

(5) 補助事業期間終了後の継続性

- ・補助事業期間終了後も、研究者育成の枠組み及び取組の継続性を確保し得る体制を構築しているか。
- ・補助事業期間終了後も長期的に取組を継続するために、協賛金や拠出金等の自主経

費を確保するための具体的な方策を計画しているか。

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・開発普及委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・選定の途中経過についての問い合わせには応じられません。
- ・審査結果については、選定する機関を決定した後、ホームページ等により公表します。
- ・委員の氏名については、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表します。

(2) 委員の遵守事項

①利害関係者の排除

- ・申請された取組と利害関係がある委員は、事務局にその旨申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わらないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・委員が参加者となっている場合
- ・委員と親族関係にあるものが参加者となっている場合
- ・委員が実施機関の役員、職員、教員等において専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

②秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び実施機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。